

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から3年3月まで
② 平成3年4月から同年8月まで
③ 平成3年9月から4年3月まで

毎年、納付書が届いた春ごろ、生活に余裕が無い時は、すぐに免除の手続をした。平成2年度及び3年度共に免除の手続をしたはずである。12年度に追納の案内があったため2年度分を追納し、その領収書を年末調整の時に会社に提出した。13年度は生活に余裕が無かったため追納はしていない。申立期間が申請免除、未納及び追納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年、納付書が届くと、役場に免除の手続に行ったと述べており、申立期間②直前の平成元年度及び2年度は共に5月に免除申請が行われていることが確認できることから、申立期間②についても、同様に免除申請を行ったと考えるのが自然であり、平成3年9月から免除申請を行う理由も見当たらない。

また、申立期間②は5か月と短期間である上、申立人は、昭和50年に国民年金の加入手続をして以降、当該期間以外に未納は無い。

一方、申立期間①及び③については、申立人は、平成12年度に追納の案内があったため2年度分の保険料を追納し、その領収書を年末調整の時に会社に提出したと述べているところ、オンライン記録によれば、平成13年4月27日に追納の申出がされており、3年9月から4年3月までの期間の保険料が13年8月から14年3月にかけて分割で追納されていることが確認できる上、申立人の源泉徴収票(平成12年分から15年分)の社会保険料等の金額について検証をしたところ、14年分の社会保険料等の金額に申立期間③の一部の4年1月から同年3月までの期間を追納した保険料額が含まれていることが推認できることから、申立人は平成13年度に平成3年9月から4年3月までの期間の国民年金保険料の追納を行ったものとするのが自然である。

また、申立期間①に係る国民年金保険料の追納を行ったことを示す関連資料は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年8月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和31年6月4日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和34年3月11日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年6月4日から同年8月1日まで
② 昭和34年3月11日から同年4月1日まで

昭和30年にC社に入社し、商品知識を高めるために、31年6月に工場であるA社での勤務を命ぜられた。その後、34年3月に本社であるC社に転勤を命ぜられた。申立期間について厚生年金保険の加入記録が欠落しているが、この間はいずれも継続して勤務しており、給料が支払われていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社の元役員及び同僚の供述から、申立人が申立期間①において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記役員は、「人事交流に係る契約書は無かったが、社会保険については継続加入していた。」と証言している上、同僚は、「A社は化粧品の製造工場で、販売会社であるC社の子会社であった。」と証言していることから、両社はグループ会社であったと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたことが認められる。

なお、申立人のA社における資格取得日については、申立人は、「上記の同僚が、C社に戻りたいと希望を出していたことから、業務引継ぎのため、昭和31年6月4日にA社に転勤した。」と供述していることから、C社における資格喪失日と同日の昭和31年6月4日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当時の資料が残っておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(A社からC社に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のC社における資格取得日は、申立人が自分より後に同社に新入社員として入社してきたと記憶する同僚が、昭和34年3月に資格を取得していることから、A社における資格喪失日と同日の同年3月11日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和34年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の取締役は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、事業主は、申立人が昭和23年6月1日にA社で厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年7月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を昭和23年6月から同年11月までは900円、同年12月から24年4月までは1,200円、同年5月及び同年6月は2,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月1日から24年7月1日まで
② 昭和28年1月4日から31年3月31日まで

申立期間①について、B社C工場を退職し、実家にしばらくいてその合間に薪工場に行っていたが、厚生年金保険被保険者期間となっていないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、D社在職中に腸結核のため、7か月入院し、その後体調がすぐれず実家において自宅治療した。さらにその後、母親が病気で介護が必要となり、妹が小さい（6歳ぐらい）ため私が家事を行うことになったことから退職した。昭和36年6月ころは結婚、出産、育児のころであった。D社に連絡を取ったことも無いので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名、かつ、同じ生年月日の被保険者が昭和23年6月1日に資格を取得し、24年7月1日に喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、申立人の記憶から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者名簿の記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和 23 年 6 月 1 日、資格喪失日を 24 年 7 月 1 日として、社会保険事務所に対して届出を行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合の被保険者名簿の記録から、昭和 23 年 6 月から同年 11 月までは 900 円、同年 12 月から 24 年 4 月までは 1,200 円、同年 5 月及び同年 6 月は 2,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、当該期間の脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 年 2 か月後の昭和 36 年 6 月 6 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、当該期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3 回の被保険者期間のうち、最初の 2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、当該期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 33 年 12 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い上、申立人は脱退手当金の支給時に既に国民年金に加入し、保険料を納付しており、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年8月21日から43年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社）における資格取得日に係る記録を41年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年8月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から42年9月までは2万2,000円、同年10月から43年3月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から43年4月1日まで

昭和39年ころから当時の事業主と一緒に仕事をしており、前の事業所を辞めてすぐ正式にA社に勤務した。42年ころに新工場が完成し、社員も20人以上が働いており、43年9月に退職した。その間継続して勤務したが、厚生年金保険の加入が同年4月1日からになっている。3年以上は勤務した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年8月21日から43年4月1日までの期間については、B社において申立人に係る雇用保険の記録が確認できる。

また、B社の事業主の妻である元役員は、「申立人は、個人事業のころから法人になった後まで、数年間、正社員として勤務しており、保険料も控除していたと思う。」旨の供述をしているところ、同社の商業登記簿謄本によると、同社は、昭和42年3月24日に法人設立されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された昭和42年2月17日の社員旅行の写真に写っている二人の同僚は、申立人と同日に雇用保険に加入しており、また、雇用保険の加入日以前に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、B社において勤務形態の同質性が高い同僚の記録から、昭和41年8月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から42年9月までは2万2,000円、同年10月から43年3月までは3

万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻である元役員は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人に係る正規の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和41年8月から43年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和40年4月1日から41年8月21日までの期間については、複数の社会保険事務担当者は、「入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった。」旨の供述をしており、同僚からも厚生年金保険の取扱いについての証言を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における被保険者記録は、資格取得日が平成19年3月13日、資格喪失日が21年3月3日とされ、当該期間のうち19年3月13日から20年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を19年3月13日とし、申立期間①の標準報酬月額を同年3月は9万8,000円、同年4月から同年7月までは12万6,000円、同年8月は13万4,000円、同年9月は12万6,000円、同年10月は14万2,000円、同年11月は13万4,000円、同年12月は16万円、20年1月は14万2,000円、同年2月は17万円、同年3月は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②のうち、平成20年4月における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果12万6,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万円とされているが、申立人は、申立期間②のうち同年4月について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間②のうち同年4月の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②のうち、平成20年5月に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②のうち、同年5月の標準報酬月額の記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：① 平成19年3月13日から20年4月1日まで
② 平成20年4月1日から同年6月1日まで

平成19年3月13日から21年3月2日まで技能実習生としてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、平成20年4月と同年5月の標準報酬月額が、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額と異なっているので、申立期間②の標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成19年3月13日、資格喪失日が21年3月3日とされ、当該期間のうち、19年3月13日から20年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された平成19年度及び20年度の「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は平成19年3月13日から同社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、A社から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」における申立人の平成19年3月分から20年3月分までの報酬月額又は控除保険料から、19年3月は9万8,000円、同年4月から同年7月までは12万6,000円、同年8月は13万4,000円、同年9月は12万6,000円、同年10月は14万2,000円、同年11月は13万4,000円、同年12月は16万円、20年1月は14万2,000円、同年2月は17万円、同年3月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月15日に資格取得日を訂正する届出がされており、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間①に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、平成20年4月については、オンラインの記録によれば、申立人の標準報酬月額は、当初11万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年6月18日に11万円から12万

6,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（12 万 6,000 円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11 万円）となっている。

しかしながら、A社から提出された平成 20 年度の「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立期間②のうち平成 20 年 4 月について、その主張する標準報酬月額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る報酬月額については、A社から提出された平成 20 年度の「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、18 万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成 20 年 5 月に係る標準報酬月額については、A社から提出された平成 20 年度の「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、その主張する標準報酬月額（14 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 6 月 15 日に 19 年 9 月 1 日から適用される「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」の提出を行っていることから、社会保険事務所は、申立期間②の申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 申立期間②について、申立人のA社D支店における資格取得日は昭和45年5月15日と認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年5月28日まで
② 昭和45年5月15日から同年5月22日まで

申立期間①について、私は、昭和28年3月に高校を卒業し、同年4月1日から正社員としてA社に採用された。入社式で辞令とバッチをもらい、4月分の給料から各種保険料の控除があったことを記憶している。当該期間は、同社の本店又はE支店において同期入社と同僚と一緒に講習を受けた記憶があるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、A社C支店から同社D支店に転勤したが、同行C支店の資格喪失日は昭和45年5月15日で、D支店の資格取得日は同年5月22日となっている。引き続き働いていたので7日間の空白を埋めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、B社の社員台帳、雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が昭和28年4月1日からA社において勤務していたことが認められる。

また、B社の人事担当者は、「新人研修期間中の処遇は全員同一で、特定の者だけ保険料控除をしないことはあり得ない。申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和28年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録及びB社から提出された社員台帳から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務(昭和45年5月15日にA社C支店から同社D支店に異動)していたことが認められる。

岐阜国民年金 事案 873 (事案 172 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月まで
両親が家族 4 人分(私、母親、弟及び私の妻)の国民年金保険料を毎月、自宅に集金に来た町内の方に納付していた。母親、弟及び私の妻が納付済みとなっているのに、私だけ未加入で未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、A 町(現在は、B 市)の国民年金被保険者名簿によれば、昭和 37 年 4 月 1 日喪失、42 年 4 月 1 日再取得となっており、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付することはできない期間であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料の納付を示す資料として新たに昭和 40 年分及び 41 年分の所得税修正申告書(控)を提出したが、同申告書(控)の社会保険料控除欄に金額は記載されているものの、その内訳は不明であり、申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるものとまで言い難く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から同年12月まで
昭和52年9月に会社を退職した後、A町役場で国民年金の加入手続をして、保険料は定期的に現金で納付した。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻を契機にB市へ転居した直後の昭和53年2月ごろ払い出されており、任意加入被保険者として同年1月13日が資格取得日となっていることから、申立期間は未加入期間であり保険料を納付することができない期間である。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できないほか、申立人は現在所持している1冊の年金手帳(三制度共通。昭和49年以降に使用)以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月20日から32年12月31日まで

A社を退職するとき、父親から、厚生年金は脱退してはいけないと言いつ聞かせられており、また、昭和33年3月*日に結婚したこともあり、手続に行くことも無く受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年4月2日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和32年12月31日の後の1年間に資格喪失した同僚のうち、脱退手当金の受給資格がある被保険者33名を調査したところ、このうち29名に脱退手当金の支給記録が確認できる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月5日から23年11月1日まで
昭和21年度のA社(現在は、B社)の社員募集に応募し、昭和22年1月から24年10月まで主に自転車製造に従事した。60年以上も前のことで、給与明細書等の資料は無いが、採用時に、厚生年金保険に必ず加入しなければならないと言われた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する臨時工名簿により、申立人が昭和22年10月16日からA社で臨時工として勤務し、24年6月21日に本工として採用されたことが確認できる。

しかしながら、上記臨時工名簿には、申立人の厚生年金保険の資格取得日は記載されておらず、これについてB社は、従業員の厚生年金保険の加入について、「保管してある最も古い昭和41年の就業規則には、臨時工には3か月から1年の試用期間が設定されている旨の記載があることから、申立期間当時においても、臨時工で試験に合格した者及び試用期間を経過した者を厚生年金保険の加入者として手続していたと考えられる。」と回答している。

また、A社で昭和23年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している162名のうち、昭和生まれの男性25名の入社日についてB社に照会したところ、このうち14名の同僚が、資格取得日の1か月から1年前にA社に入社したことが確認できる上、連絡できた6名の同僚はいずれも、「臨時工で入社し、試験があった。」と供述していることから、当時、同社では、厚生年金保険の加入において、試験制度及び試用期間の取扱いがあったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年ころから 36 年 3 月 28 日まで
昭和 33 年ころ父の紹介で A 社（現在は、B 社）の C 営業所に入社した。車の助手及び荷物の仕分け作業に従事し、36 年 3 月に大型免許を取得した。その後、D 市にある同社本社で同年 10 月 16 日まで勤務した。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が A 社 C 営業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社でトラックドライバーであった複数の同僚は、「入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が一致していない。」と回答している上、これらの同僚の中には、入社時に大型運転免許を取得している者も取得していない者も確認できることから、同社では、トラックドライバーについて、全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、B 社は、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、A 社の資料は残っていないため不明であると回答をしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月21日から58年2月20日まで
昭和52年4月にA社へ入社し、3か月後の同年7月から事務職の正社員として勤務した。体調を崩したため、58年2月に、休養を取ると同時に健康保険証を会社に返した。厚生年金保険の資格喪失日は57年2月20日となっており、1年間の記録が抜けているため、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社が保管している健康保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の退職日は昭和57年2月20日、資格喪失日は同年2月21日となっており、同年3月4日のB健康保険組合の受付印及び確認印が押されている。

また、申立期間にA社で勤務していた従業員12名に照会したところ、4名が申立人のことを記憶していたものの、申立人の申立期間における勤務実態等について明確な供述を得ることができなかった。

さらに、上記の者のうち、申立期間中に厚生年金保険の資格を取得し、申立人と同様に事務員として勤務していた従業員は、「当時、事務所内で勤務していた者は5名程度であったが、申立人のことは知らない。」と供述している。

加えて、申立人のA社での申立期間における雇用保険の記録は確認できない。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 60 年 6 月 1 日まで

申立期間は、A社に正社員として勤務し、営業や配送の仕事をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務した期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は、期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社における申立人に係る雇用保険の記録は確認することができない上、同社は現存しておらず、当時の事業主は死亡しているため、当時の役員に確認したものの、「厚生年金保険料を控除し、納付したと思うが、確認できる資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者であった従業員 10 人に照会したところ、当時の同社における従業員数を 20 人から 60 人であったとしているが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、当時の被保険者数は 14 人であることが確認できる。

さらに、申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、整理番号は連番となっており欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から32年3月13日まで
昭和31年4月にA社に正社員として入社し、事務員として主に労務関係の仕事に携わった。同社における厚生年金保険被保険者記録は、32年3月13日からとなっており、11か月間の記録が無いため、訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、「前任者である同僚は、2か月ほどの引き継ぎ後に退職した。」と供述しており、当該同僚も、「私が昭和32年4月に結婚するため、退職することになり、後任者として申立人が入社した。申立人としばらくは一緒に仕事をした。」と申立人と同様の供述をしているところ、当該同僚の資格喪失日は昭和32年4月26日となっているほか、他の複数の同僚は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、申立期間に勤務していたかは分からない。」と供述している。

また、申立期間ころにA社に入社した複数の同僚は、入社日と資格取得日が相違している旨の供述をしており、当時の事務担当者は、「社長の指示どおりに手続をしていたため、入社と同時に厚生年金保険の資格を取得させていたか分からない。資格取得の手続をした後からしか厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、A社は既に廃業している上、当時の事業主は亡くなっており、最後の事業主は、当該事業所に関する資料は一切無く、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

加えて、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は昭和32年3月13日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 1 日から 49 年 3 月 16 日まで
昭和 44 年 3 月に高校を卒業した後、同年 4 月 15 日に設立された A 社に「B」という名前で入社し、庶務担当となり厚生年金保険の適用事業所の申請も自ら行い、社会保険に加入すると同時に厚生年金保険に加入した。当時、外国籍の人は国民年金に加入はできなかつたので、健康保険に加入するために“対”で厚生年金保険に加入しなければならず、掛け捨てという感覚だった。厚生年金保険被保険者証はもらったが、年金はもらえないものと思っていたので、昭和 49 年に退社した後すぐに捨てた。脱退手当金のことは聞いたことも存在自体を知るはずも無く、受け取った記憶も無いので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所（当時）には、脱退手当金裁定請求書及び裁定伺が保管されており、当該請求書に申立人の署名、押印が確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 49 年 9 月 17 日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 7 日から 12 年 1 月 1 日まで
父親が興したA社に役員として入社し、父親の死亡後は社長に就任した。平成 10 年 1 月に会長に就任し、社長には弟が就任したが、その時から 65 歳までの厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間は同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成 11 年度賃金台帳及び同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人は厚生年金保険被保険者資格を平成 10 年 1 月 7 日に喪失しており、当時、A社が加入していたB健康保険組合の資料によれば、資格喪失 2 年後の 12 年 1 月 7 日に同健康保険組合員の資格を取得していることが確認できる。申立人は申立期間において任意継続被保険者であったと供述している。

また、前記賃金台帳にも任意継続被保険者であった旨の記載がされている上、厚生年金保険料、健康保険料共事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。